

# 供託額の算定方法

基準日から過去10年間に遡り、引き渡した新築住宅の戸数(保険加入分を除く)に応じて 次の算定式により計算した額の保証金を供託しなければなりません。

- 55平方メートル以下の小規模住宅は2戸をもって1戸と数えます。
- 共同請負の場合で、あらかじめ当事者間で負担割合を定めた書類を交付している場合は、その割合をかけた戸数で算定します。
- 供託の手続きは基準日までに、供託金の手続の完了が必要である為、事前に早めの準備をお願いいたします。

## 【算定式】

$$\text{供給の戸数の合計} \times \text{乗ずる金額} + \text{加える金額} = \text{供託金額}$$

供給戸数の合計	乗ずる金額	加える金額
1戸以下	2,000万円	0円
1超10戸以下	200万円	1,800万円
10超50戸以下	80万円	3,000万円
50超100戸以下	60万円	4,000万円
100超500戸以下	10万円	9,000万円
500超1000戸以下	8万円	1億円
1000超5000戸以下	4万円	1億4,000万円
5000超1万戸以下	2万円	2億4,000万円
1万超2万戸以下	1万9,000円	2億5,000万円
2万超3万戸以下	1万8,000円	2億7,000万円
3万超4万戸以下	1万7,000円	3億円
4万超5万戸以下	1万6,000円	3億4,000万円
5万超10万戸以下	1万5,000円	3億9,000万円
10万超20万戸以下	1万4,000円	4億9,000万円
20万超30万戸以下	1万3,000円	6億9,000万円
30万戸超	1万2,000円	9億9,000万円